

## 福島支部における短期給付に係る標準処理期間

### 1 組合員の資格に関する事項

区分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	35日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	〃
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	〃
任意継続組合員資格の喪失	21日
資格喪失証明の発行	35日
上記証の記載事項の訂正	〃
上記証の亡失等による再交付	〃

### 2 被扶養者の資格に関する事項

区分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	35日
被扶養者の取消	〃
被扶養者証の記載事項の訂正	〃
被扶養者証の亡失等による再交付	〃

### 3 給付・支給等に関する事項

区分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費の支給	60日	決定月の翌月5日
海外療養費の支給	120日	〃
柔道整復施術療養費の支給	120日	〃
訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給	60日	〃
移送費・家族移送費の支給	〃	〃
家族療養費の支給	〃	〃
高額療養費の支給	〃	〃
入院時食事療養費の支給	〃	〃
入院時生活療養費の支給	〃	〃
出産費・家族出産費の支給	〃	〃
埋葬料・家族埋葬料の支給	〃	〃
傷病手当金の支給	〃	〃
出産手当金の支給	〃	〃
休業手当金の支給	〃	〃
育児休業手当金の支給	〃	〃
介護休業手当金の支給	〃	〃
弔慰金・家族弔慰金の支給	〃	〃
災害見舞金の支給	〃	〃
船員組合員の療養の給付	〃	〃
船員組合員の一部負担金の額等の返還	〃	〃
前納された任意継続掛金の還付	〃	〃

### 4 その他に関する事項

区分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	21日
標準負担額減額認定証の交付	35日
特定疾病療養受療証の交付	〃
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	〃
上記証の記載事項の訂正	〃
上記証の亡失等による再交付	〃
支払未済の給付請求	60日
第三者の行為による損害の賠償請求	30日
レセプトの開示請求	〃

### 留意事項

- 1 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、7日とする。ただし、教育事務所経由の請求書等は14日とする。
- 2 標準処理期間には、次の期間は含まれない。
  - ① 適正な申請を前提に定められたものであるため、形式上の不備の是正等の補正期間
  - ② 適正な申請の処理に際して、審査のために相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間
- 3 標準処理期間には、郵送日数を含むものとする。
- 4 支給期日に該当する日が金融機関の休日に当たる場合、その直後の金融機関の営業日を支給期日とする。
- 5 第三者の行為による損害の賠償請求の標準処理期間には、被害者が示談または症状治癒等確認の期間を含まないものとする。